

# せいと しどう きてい 生徒指導規程

尾道市立久保中学校

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この規程は、本校の教育目標を達成するために定めたものである。生徒が、将来ルールやマナーを守れる社会の一員となるために、学校においては規範意識を向上させ、健全な成長を図るために、自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという「自己指導能力」を育成するために適切な指導・支援を行う必要がある。生徒が望ましい学校生活を送るとともに、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるよう、本校における規程を示した。

## 第2章 学校生活に関すること

### 第2条 (服装規定)

- (1) 学校指定のものを着用する。部活動においては、各活動で認められた服装での活動を認める。服装が乱れている場合は、その場で教員から改善指導を受ける。

#### 制服

学生服・・・[冬服] 学校指定の学生服・長袖白色カッターシャツ・標準学生ズボン

[夏服] 半袖白色カッターシャツ・標準学生ズボン

セーラー服・・・[冬服] 学校指定の紺色セーラー服・白ネクタイ

[夏服] 学校指定の白色セーラー服・紺ネクタイ

共通・・・左胸に学校指定の名札を着用する。

#### 体操服

共通・・・学校指定の体操服(長袖・長ズボン・半袖・ハーフパンツ)

#### 靴・シューズ

共通・・・[通学用] 体育に適した白地・白ラインの運動靴とし、名前を記入する。ハイカットのものは認めない。

[室内用] 白地・白ラインの学校用室内靴とし、かかと部分に名前を記入する。

[体育館用] 学校指定の体育館用シューズとし、かかと部分に名前を記入する。

#### 通学カバン・サブバック

共通・・・学校指定の通学カバン(共通のタグをつける)・サブバック

#### 防寒服

共通・・・学校指定の防寒服(上下)

- (2) ズボン・・・ベルトを着用する。幅2～4cm、1穴のもので色は、黒または紺のものとする。

- (3) スカート・・・すそは、ひざが隠れる長さとする。

- (4) 肌着・・・肌着を必ず着用し、色は白・黒・紺・グレーの単色とし、ワンポイントまでは可とする。また、制服や体操服の袖や襟から見えないものとする。

- (5) セーター・カーディガン・・・制服の下に着用するセーターやカーディガンは、制服の襟・裾・袖から出ないもので、白・紺・黒の無地を基本とする。フード付きのものは認めない。

- (6) 靴下・・・白・黒・紺の単色とし、くるぶしの頂点から5cm以上かくれる長さとする。ワンポイントまでは可とする。ワンポイントの色は白・黒・紺・グレーまでとする。ただし、行事の際は白色の靴下を着用する。

- (7) タイツ等・・・タイツ・レギンス・ストッキングは冬服に合わせて着用することができる。色は無地の黒・ベージュとし、靴下を必ず着用する。体操服のハーフパンツと併用はできない。
- (8) 手袋・マフラー・・・登下校時のみ許可する。登校後は、教室に入ったら脱衣し、下校時に着用する。
- (9) 防寒服・・・校舎内での着用は認めない。登校後は教室で脱衣し、下校時に着用する。
- (10) 帽子・日傘・・・熱中症予防を目的とした登下校中の帽子の着用と日傘の使用を認める。
- (11) 通学かばん・サブバック・・・登下校の際に使用し、装飾はしない。通学カバンには、学校指定のタグをつける。
- (12) 化粧(口紅・マスカラ・アイプチ・カラーコンタクト等)や眉の極端な加工(剃る・抜く等)はしない。また、装飾を目的に爪を伸ばすことやマニキュアなどでの加工も認めない。装飾を目的として身につけるものは不要物とする。

### 第3条 (頭髪規定)

- (1) 頭髪は入試にふさわしい自然な髪型を基本とする。流行を重視した極端な髪型にしない。編み込み、パーマ、着色、脱色(眉も含む)、そりこみ、などの加工をしない。  
前髪・・・目にかからないようにする。目にかかる長さとなった場合は、側面をピンでとめる。ピンを使用する場合、色は黒・紺・茶にかぎる。また、必要最低限の本数とする。  
後髪・・・肩に髪がかかる時は、黒・紺・茶のゴムで1カ所または2カ所で結ぶ。また、1カ所で止める場合は後頭部の中央で結ぶ。ピンを使用する場合、色は黒・紺・茶に限る。また、必要最低限の本数とする。
- (2) ワックスやスプレー等の整髪料や香水をつけて登校してはいけない。ワックスや整髪料をつけて登校した場合は、指導を受け、洗髪等を行って髪型を元に戻す。

### 第4条 (欠席・遅刻・早退・欠課について)

- (1) 病気その他で欠席・遅刻する時は、保護者が8時10分までにコドモンを通じて学校に連絡する。
- (2) 遅刻をした場合は、職員室または教室で登校確認票を記入し、遅刻理由によって必要な指導をうける。週に2回遅刻した場合は家庭へ連絡し、協力をお願いをする。
- (3) 早退する時は教員の許可を受ける。
- (4) 欠課・見学をする場合は教科担任に許可を得る。

### 第5条 (登校・下校について)

- (1) 交通規則を十分に守り、決められた通学路・正門を通る。
- (2) 通学は徒歩を原則とする。地域指定により、バスでの通学を認める。
- (3) 自転車通学は認めない。
- (4) 登下校中の立ち寄りとは原則としてしない。立ち寄りをする場合は、学級担任か家庭の者に連絡をする。
- (5) 登下校中に買い食いをしない。また、飲食店に行かない。

### 第6条 (校内での生活について)

- (1) 授業について  
授業開始時刻を厳守する。授業妨害、授業エスケープをした場合は、原則としてその後の授業は受けられず、特別指導を受ける。
- (2) 休憩について  
校舎内では静かに過ごす。授業が終了したら次の学習の準備をして休憩する。教室移動やトイレは休憩時間にすませる。原則として校外への外出は禁止する。また、所属するクラス以外の教室に教員の許可なく入ることはできない。休憩中にタブレットを使用する場合は、別に定めるタブレット使用規定に従う。

- (3) 昼食のとり方について  
デリバリー給食を注文するか弁当を持参して昼食をとる。購入したものを弁当とする場合は、登校前に購入するか、保護者と購入する。登校中に購入しない。購入する場合は、パン・おにぎり類・巻き寿司類までとする。昼食時間は自分の学級、自分の席で食べる。昼食時間は教室から出ない。
- (4) 職員室の出入りは、ルールを守って行うこと。
- (5) エアコン・ストーブ・扇風機・加湿器・空気清浄機の使用にあたっては、使用規定を守る。
- (6) 学校生活や授業に関係が無い不要物（お金・高価な物品・時計・カメラ・携帯電話・マンガ・雑誌類・おもちゃ・危険物・装飾品・食べ物等）は持参しない。不要物を持参した場合は、特別指導を受ける。不要物は学校で預かり保護者を通じて返却する。
- (7) 刃物の取り扱いについて  
カッターナイフなどの刃物は学校に持参しない。授業や部活動で使用する場合は学校の備品を借りて使用し必ず返却する。
- (8) 校舎を傷つけない。備えつけの備品等は大切に使う。壊した時は直ちに先生に届ける。
- (9) 生徒同士の金品の貸借をしない。
- (10) 保健室の利用は1時間とし、静養しても回復しない場合は保護者に連絡し、早退させる。
- (11) 熱中症予防を目的としたスポーツドリンクを持参することができる。持参する場合は、水筒に入れる。ペットボトルのまま持参する場合はケースに入れるかタオルで包んで持参する。
- (12) 制汗剤はシート状のものに限り、体育や部活動後の更衣の際に限り使用することができる。

### 第7条 (部活動について)

- (1) 部活動は生徒会活動の一環で自主的、協力的にすすめる。
- (2) 活動が十分に行われるように施設や道具の管理を確実にし、活動時間を有効につかう。
- (3) 部室の使用は練習時のみとし、鍵の管理は部長を中心に部員全員で注意する。また、清掃を定期的に行い、整理整頓に心がけ、不必要な物を置かない。
- (4) 準備・片づけは部員全員で行う。
- (5) 下校時刻を厳守する。

※下校時刻

4月始業式～中体連秋季大会（新人戦）まで（9月末）	17:45部活終了、18:00完全下校
中体連秋季大会（新人戦）～教育総合発表会（10月末）	17:15部活終了、17:30完全下校
教育総合発表会翌日～学年末試験の終わり（2月末）	16:45部活終了、17:00完全下校
学年末試験終了の翌日～修了式（3月末）	17:15部活終了、17:30完全下校

### 第8条 禁止すること（状況によっては関係機関連携を行う）

- (1) かけごとやこれに類する行為。
- (2) 脅迫、暴力行為や喫煙・飲酒など、法に触れる行為。
- (3) 校内の諸施設・諸器具を故意に汚損、破壊する行為。
- (4) 教師に対する暴言・暴力および教師の指導に反発する行為。
- (5) 火薬（爆竹、花火など）使用及び火災報知器等へのいたずら。
- (6) スマートフォンやインターネット等を使用し他人を誹謗・中傷する等、不正な利用をする行為

## 第3章 校外での生活に関すること

### 第9条

- (1) 交通規則をはじめとする法規法令を守る。
- (2) 遊技場（ゲームセンター・カラオケボックス等）・飲食店への出入は保護者同伴とする。
- (3) 生徒のみでの外泊を禁止する。
- (4) 危険を伴う遊びや人の迷惑のかかる遊びは禁止する。
- (5) 公共の場所（公共施設、公共交通機関、駐車場、道路等）ではマナーを守る。

## 第4章 特別指導（個別の反省指導）に関すること

### 第10条

次の問題行動を起こした場合は、特別指導を行い、保護者と連携する。

- (1) 第8条（禁止すること）を行った場合
- (2) 授業妨害・授業エスケープをした場合
- (3) いじめの加害に関わる行為をした場合
- (4) 服装・頭髪等に著しい規定違反があるまたは改善が見られない場合
- (5) 不要物を持参し、校内で使用した場合。
- (6) その他、学校が生徒指導上で必要があると判断した場合

### 第11条（特別指導とは）

- (1) 特別指導とは、別室等において個別に反省文指導、面談による改善指導、学習指導を行うことである。
- (2) 指導期間中は、原則として昼食・休憩も別室とする。
- (3) 特別指導の有無・指導期間については、校長の指導のもと、生徒指導部会で事案ごとに協議し決定する。